

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県議会議長 高 城 宗 幸

香川県議会告示第3号

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規則

香川県議会情報公開条例施行規程（平成12年香川県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公開の方法)</p> <p>第10条 条例別表1の項の議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのもの<u>に限る。</u>）に複写したものの交付</p> <p>(2) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281<u>又はX6241</u>に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの<u>に限る。</u>）に複写したものの交付</p> <p>2 条例別表2の項の議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のもの<u>に限る。</u>）に複写したものの交付</p> <p>(2) ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のもの<u>に限る。</u>）に複写したものの交付</p> <p><u>(3) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</u></p> <p>(実施状況の公表)</p> <p>第11条 条例第26条の規定による実施状況の公表は、<u>インターネットの利用その他の議長が適当と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>公開請求の件数</u></p> <p>(2) <u>公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数</u></p> <p>(3) <u>審査請求の状況</u></p> <p>(4) <u>その他議長が必要と認める事項</u></p>	<p>(公開の方法)</p> <p>第10条 条例別表1の項の議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのもの<u>とする。</u>）に複写したものの交付</p> <p>(2) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの<u>とする。</u>）に複写したものの交付</p> <p>2 条例別表2の項の議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のもの<u>とする。</u>）に複写したものの交付</p> <p>(2) ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のもの<u>とする。</u>）に複写したものの交付</p> <p>(実施状況の公表)</p> <p>第11条 条例第26条の規定による実施状況の公表は、<u>公開請求の件数、公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数、審査請求の状況その他必要な事項について行うものとする。</u></p>

第1号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書公開請求書

年 月 日

香川県議会議長 殿

請求者 住 所

（〒 ）

氏 名

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、

名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号（ ） —

香川県議会情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（用紙） （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付） <input type="checkbox"/> 写しの交付（光ディスク等） （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付）
備 考	
※事務担当課	
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県議会情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。

第1号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書公開請求書

年 月 日

香川県議会議長 殿

請求者 住 所

（〒 ）

氏 名

（団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

香川県議会情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付） <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）
備 考	
※事務担当課	
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県議会情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
事務担当課	電話番号 () -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者になります。

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
事務担当課	電話番号 () -		
備 考			

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課	電話番号 () -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者になります。

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書			
公文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課	電話番号 () -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 公文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課に連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県議会情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書	
公開しない理由	
事務担当課	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者になります。

第4号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書	
公開しない理由	
事務担当課	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第11号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書公開通知書

年 月 日

様

香川県議会議長 印

年 月 日付けで照会しました公文書については、次のとおり公開（一部公開）することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第15条第3項（第19条において準用する第15条第3項）の規定により通知します。

公開請求に係る公文書	
公開請求に係る公文書に記録されているあなたの情報の内容	
公開を実施する日	年 月 日（ ）
公開を決定した処分	年 月 日付け 第 号
公開することとした理由	
事務担当課	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者になります。

第11号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

公文書公開通知書

年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けで照会しました公文書については、次のとおり公開（一部公開）することと決定しましたので、香川県議会情報公開条例第15条第3項（第19条において準用する第15条第3項）の規定により通知します。

公開請求に係る公文書	
公開請求に係る公文書に記録されているあなたの情報の内容	
公開を実施する日	年 月 日（ ）
公開を決定した処分	年 月 日付け 第 号
公開することとした理由	
事務担当課	電話番号（ ） -
備考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日以後にされた香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第5条の規定による公開の請求について適用し、同日前にされた同条の規定による公開の請求については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式による公文書公開請求書は、改正後の第1号様式による公文書公開請求書とみなす。

4 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。